

今月のマルチニュース

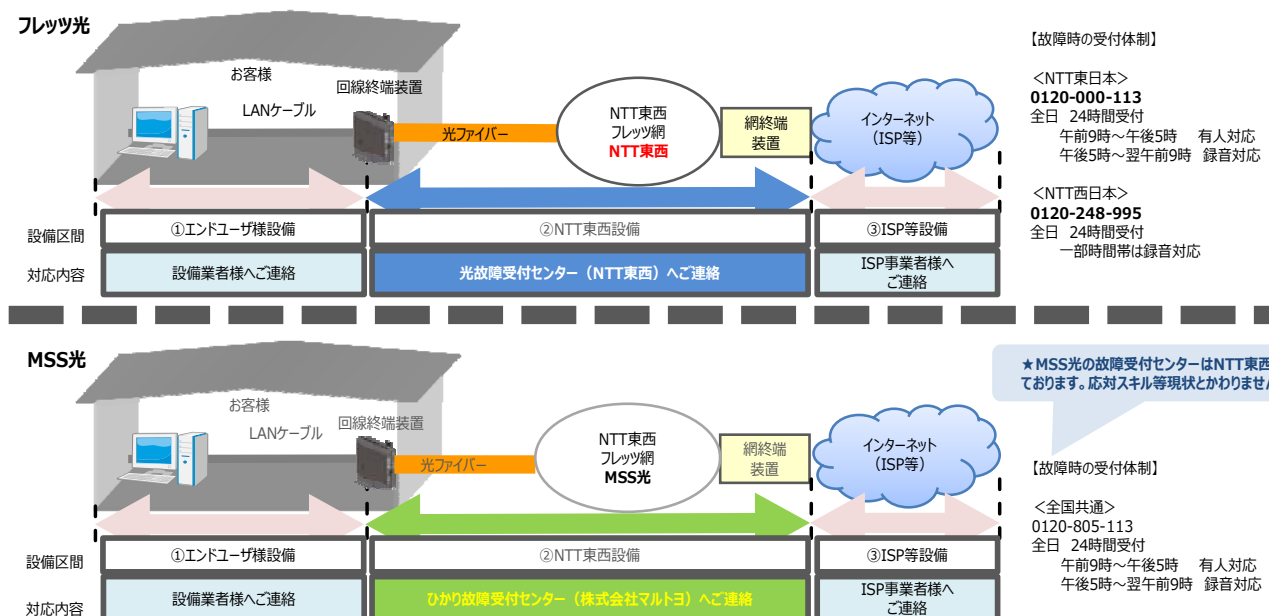
株式会社マルチヨは、総務省及びNTT西日本の認可を得て電気通信事業者として法人向け光ブロードサービスの提供が出来るようになりました。

- ・高品質で高速な光アクセスサービスを利用したいが、手続きが面倒で現行プランを使っている。
- ・2019年1月31日で終了してしまうフレッツ光プレミアムを使っている。
- ・そもそも現在使っている回線がよく分からない、管理できていなく困っている。
- ・回線の故障時に電話窓口で待たされたりたらい回しにあいライラした経験がある。
- ・複数社との折衝が煩わしい電話もFAXもパソコンもインターネットも全部まとめて保守管理して欲しい。

この様なお悩みをお持ちの方には是非お届けしたい

MSS光 誕生!

保守体制(受付センター)について



詳しい資料請求は弊社スタッフまでお問い合わせ下さい。

株式会社マルチヨ

TEL : 0564-24-9138 FAX : 0564-25-1391

URL: <http://www.marutoyo.info>

ご担当者の中で、ご閲覧ください。

皆様が気になる「お役立ち情報」をお届けします！

回						
覧						

マルトヨ newsletter

7

2018
月号

VOL.
087

編集担当者からひとこと

2月に入社しました経理の鈴木です。7月号を担当させていただきますので宜しくお願いします。新入社員が入ると、その年は全社員強制参加するというマルトヨの掟「50^キウォーク」のイベントに先日参加してきました。結果は40^キ地点でタイムオーバーのためリタイア…。足が痛いと思ったら両足の小指となぜか人差し指がうっ血して黒い爪に(泣)。敗因は10年前に購入したウォーキングシューズを履いたこと。古い靴だと靴底のゴムが劣化し、クッションが悪くなるので足に打撃を与えたようです。やはり道具は大事だと改めて思いました。



消費税の軽減税率制度でどんな影響がある？

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。「酒類・外食を除く飲食料品」や「定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞」に適用される軽減税率(8%)と、それ以外の商品に適用される標準税率(10%)を分けて、商品管理や経理処理、消費税の申告・納税をすることになります。生活に欠かせない飲食料品ですから、避けて通れない制度ですね。



飲食に関わる事業者の方が大幅な改定となりますが、飲食料品を取り扱わない事業者の場合でも経費として購入する際、お茶やお菓子は軽減税率(8%)の対象となり、外食は標準税率(10%)の対象、しかし同じお店でもテイクアウトであれば軽減税率(8%)になったりします。制度実施後しばらくは混乱を呼びそうです。しかし事業者としては混乱を未然に防ぐためにも事前に準備を整える必要があります。顧客から請求書や領収書の発行を求められる場合があるため適切に商品管理を行い、個々の商品の適用税率を把握して規定に沿った書類を作成すること、また複数税率に対応したレジの導入やシステムの改修等を行うことです。また、正しく申告・納税するための帳簿管理(会計ソフト管理)も必要になってきます。中小企業庁では、複数税率対応のレジ導入やシステム改修、リース契約などを行うにあたって、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」による支援を行っています。申請受付は既に始まっており期間限定ものですのでこれから検討される方はお早めに。

お客様の満足と喜びを
私たちのよるこびとします！



発行:株式会社 マルトヨ
〒444-0008
愛知県岡崎市洞町字宮ノ腰2-1

URL: <http://www.marutoyo.info>

マルトヨ

検索

TEL: 0564-24-9138 FAX: 0564-25-1391

